



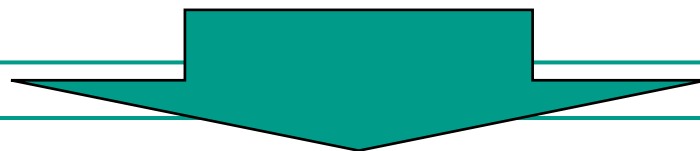
有害廃棄物の適正処理に係る情報伝達について

2024年12月13日

環境再生・資源循環局廃棄物規制課



- 廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理に係る委託基準の中で、排出事業者に対して、産業廃棄物の処理を委託する際、処理業者が廃棄物を適正に処理できるよう、その処理に必要な情報を伝達することを定めている。（廃棄物処理法施行規則第8条の4の2）
- また、排出事業者の参考となるよう、適正処理に必要な廃棄物の情報を具体的に例示したWDS（廃棄物情報データシート）とそれに係るガイドライン（WDSガイドライン）を環境省から示しており、平成24年に発生した利根川水系における水質事故を踏まえ、適切に情報伝達が行われるよう、平成25年にWDSガイドラインの大幅な改訂を行った。
- それでもなお、排出事業者から処理業者への情報伝達が十分でなかったため、廃棄物処理工程から化学物質が環境中へ流出し、生活環境保全上の支障が生じたと考えられる事例等が発生しており、情報伝達の推進が課題となっている。
- また、平成29年2月に中央環境審議会でとりまとめられた、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、情報伝達の一層の推進が課題とされており、環境省において検討会を開催し、廃棄物処理制度における情報伝達の在り方等について検討を進めてきたところ。



- 以上のことを踏まえ、適正処理に必要な情報が産業廃棄物処理業者に確実に伝達されるよう、委託処理基準に係る廃棄物処理法施行規則を改正するとともに、情報伝達に係る自主的取組の促進を図るため、WDSガイドラインを改正する方針とした。

廃棄物処理法省令改正、WDSガイドラインの改正概要



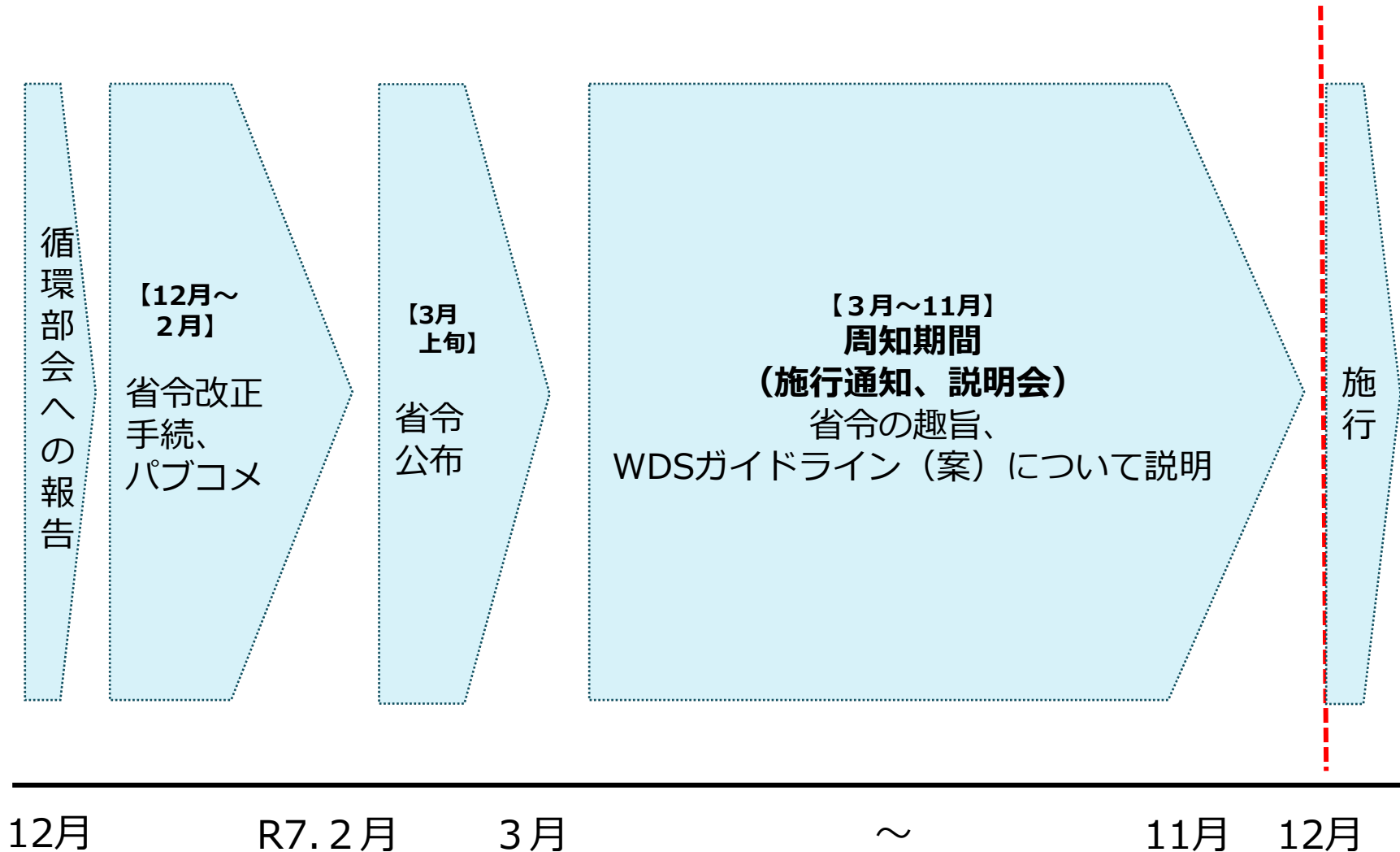
【廃棄物処理法省令の改正内容】

- 省令改正により規定する情報伝達については、危険・有害物質に関する関連法令と連携する形で、伝達する内容等を明確化し、実効性のある方策とすることとした。
- 連携する法令としては、化学物質排出把握管理促進法（化管法）とし、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている化管法において、人や生態系への有害性があり、環境中に継続して広く存在する(暴露可能性がある)と認められる物質として指定されている第一種指定化学物質に関する情報を伝達することとした。
- 健康や環境に影響を与える可能性がある化学物質の工場等からの移動量等を把握・届出するPRTR制度で、届出が義務付けられている事業者が把握している第一種指定化学物質の移動量等の情報を、廃棄物処理業者に提供することで、廃棄物処理工程から化学物質が環境中へ流出することがない、適正な処理につながると考えている。
- 対象事業者：第一種指定化学物質等取扱事業者
伝達情報：廃棄物に含有等する第一種指定化学物質の名称・数量又は割合
(※具体的な算出・推計方法については別途ガイドライン等で情報提供。)

【WDSガイドラインの改正内容】

- 省令改正の内容を追加（PRTR届出対象事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、委託契約に含まれるべき事項に、第一種指定化学物質の名称等を追加）。
- 有識者等の意見を踏まえ、WDS様式について更新。
- 伝達情報の過不足による事故の防止を徹底するため、排出事業者と処理業者の双方向によるコミュニケーションが重要であることを強調。

今後のスケジュール（案）



參考資料

【参考】廃棄物処理制度専門委員会



(1) 検討会の経緯と主な論点

第1回 平成28年5月19日

...

第8回 平成29年1月30日

専門委員会報告書の公表

平成29年2月3日

環境大臣への意見具申

平成29年2月14日

(2) 主な論点

- ・産業廃棄物の処理状況の透明性の向上
- ・マニフェストの活用
- ・廃棄物を排出する事業者の責任の徹底
- ・廃棄物処理における有害物質管理の在り方 他

廃棄物処理制度専門委員会委員名簿

(座長)

大塚 直

早稲田大学 法学部 教授

(委員)

大迫 政浩

国立研究開発法人国立環境研究所
資源循環・廃棄物研究センター長

鬼沢 良子

NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長

佐々木 五郎

(公社)全国都市清掃会議 専務理事

島村 健

神戸大学 大学院 法学研究科教授

新熊 隆嘉

関西大学 経済学部教授

高岡 昌輝

京都大学 大学院 地球環境学堂教授

田崎 智宏

国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・
廃棄物研究センター循環型社会システム研究室長

辰巳 菊子

(公社)日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント・相談員協会 常任顧問

谷上 裕

東京都環境局資源循環推進部長

永井 良一

(公社)全国産業廃棄物連合会 副会長・法制度対策
委員長

中杉 修身

元上智大学教授

見山 謙一郎

(株)フィールド・デザイン・ネットワークス代表取締役

山田 政雄

(一社)日本経済団体連合会 環境安全委員会

廃棄物・リサイクル部会長

米谷 秀子

(一社)日本建設業連合会 環境委員会 建築副産物部会長

- 「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成29年2月中央環境審議会）を踏まえ、廃棄物処理法において、産業廃棄物の処理委託時に情報提供を義務付ける排出事業者、対象となる危険・有害物質、伝達すべき内容等について検討するため、平成29年度から平成30年度にかけ検討会を開催し、廃棄物処理制度における情報伝達の在り方等について議論。

（1）検討会の経緯と主な議題

平成29年度

第1回 平成29年10月12日

第2回 平成30年2月15日

第3回 平成30年3月16日

平成30年度

第1回 平成31年1月18日

第2回 平成31年3月15日

（2）主な論点

- ・制度的措置の内容について
（対象とする排出事業者、危険・有害物質、伝達すべき内容等）
- ・自主的取組の促進について

平成30年度検討会委員名簿

（座長）

酒井 伸一 京都大学 環境安全保健機構 附属環境科学センター
センター長

（委員）

大塚 直 早稲田大学 法学部 教授

奥 真美 公立大学法人首都大学東京 都市環境学部
都市政策科学科 教授

酒井 辰夫 埼玉県 環境部産業廃棄物指導課 課長

城内 博 日本大学理工学部 まちづくり工学科 特任教授

武井 信広 一般社団法人日本経済団体連合会 環境安全委員会
廃棄物・リサイクル部会 廃棄物・リサイクルWGグループ座長
一般社団法人日本鉄鋼連盟 資源循環委員会 委員長

中杉 修身 元上智大学 教授

藤吉 秀昭 一般財団法人日本環境衛生センター 副理事長

森谷 賢 公益社団法人全国産業資源循環連合会 専務理事

その他、オブザーバーとして、一般社団法人日本化学工業協会、一般社団法人日本建設業連合会等が参加

【参考】平成29年2月中環審意見具申（抜粋）



【現状】

- 廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理に係る委託基準の中で、排出事業者に対して、産業廃棄物の処理を委託する際、処理業者が廃棄物を適正に処理できるよう、その処理に必要な情報を伝達することを定めている。（廃棄物処理法施行規則第8条の4の2）
- 排出事業者の参考となるよう、適正処理に必要な廃棄物の情報を具体的に例示したWDS（廃棄物情報データシート）とそれに係るガイドラインが環境省から示されている。

【課題】

- 排出事業者から処理業者への情報伝達が十分でなく、適正な処理が行われなかったことが原因と強く推定される事案も発生しており、情報伝達の一層の推進が課題となっている。

【見直しの方向性】

- ① 危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、WDSにおいて具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべき。
- ② この際、関連法令の既存制度において危険・有害物質の取扱いに関し一定の義務が課されていることを念頭に、これらと連携する形で、廃棄物処理法において情報伝達を義務づける排出事業者、対象となる危険・有害物質、伝達すべき内容等を明確化して、実効性のある方策とすべき。
- ③ 廃棄物の適正な再生利用を担保するために必要な情報を含め、情報の伝達が適切になされるよう、これまでのWDSの運用実績も踏まえ、義務付け以外の上乘せの情報提供方策も含めた検討を行うべき。
- ④ 化学物質に関わる様々な関係者間による更なる情報伝達の在り方についての検討も行うべきである。廃棄物からの有害物質の曝露などの評価手法についての研究を進めていくことも重要。

【参考】意見具申への対応状況

①危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、具体的な情報提供を義務付けるべき。

- 関係法令で規定されている物質の規制等を調査したところ、廃棄時点での情報提供の規定がなかった。
- 事故事例や作業環境悪化事例を調査したところ、これらを防止するためには化学物質名まで提供する必要がある場合があることが判明したため、廃棄物処理法の省令改正により義務づけることとした。

②関連法令と連携する形で、廃棄物処理法において情報伝達を義務づける排出事業者、対象となる危険・有害物質、伝達すべき内容等を明確化して、実効性のある方策とすべき。

- 移動量を規定しているPRTR制度を活用することで、廃棄段階で危険な化学物質名情報を産廃業者に提供可能であることが判明したため、これと連携した実効性のある方策とすることとした。

③WDSの運用実績も踏まえ、義務付け以外の上乘せの情報提供方策も含め検討すべき。

- WDSの実績をヒアリングし、WDSの対象を収集・運搬まで広げる改定が必要であることが判明し、WDSガイドラインに追加することとした。

④廃棄物からの有害物質の曝露などの評価手法についての研究を進めていくことも重要。

- 環境総合研究推進費で1件の研究を実施し、移動量の把握が廃棄時の事故防止、作業環境保全に有効であることを確認した。